制定：平成 23 年 4 月 25 日平成 22 年度第 4 回理事会
施行：平成 24 年 6 月 1 日

理事の職務権限規程

（定款第２９条第５項）

第１章総　則

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人　岐阜県山林協会（以下「この法人」という。）の定款第２９条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長、副会長及び執行理事たる専務理事をいう。

（法令等の順守）

第３条　理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第２章 理事の職務権限

（理　事）

第４条　理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

（会長及び副会長の選定）

第５条　代表理事のうち、１名を会長とし、その他の代表理事を副会長とする。また、専務理事の選任を行わない場合には、副会長のうち１人に執行理事の事務を取り扱わせることができる。

（会長）

第６条　会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

⑴　代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

⑵　理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

⑶　毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（副会長）

第７条　副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

⑴　会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

⑵　会長の事故あるとき又は欠けたときは、代表理事である副会長は、会長の職務を執行する。ただし、会長の職務を代行する順位は、あらかじめ理事会において定めておくこととする。

⑶　毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第８条　前条第１項第２号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

（専務理事）

第９条　専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

⑴　事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

⑵　会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。

⑶　毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第３章補　則

（細　則）

第１１条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改　廃）

第１２条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則

この規程は、公益社団法人岐阜県山林協会の認定を受け、公益社団法人の登記の日（平成２４年６月１日）から施行する。